

2017年4月28日

審査請求書

東京都知事 殿

審査請求人

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

理事長 三木 由希子

1 審査請求人の住所、名称、代表者

住 所 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403

名 称 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者 理事長 三木 由希子

2 審査請求に係る処分

東京都知事の 2017 年 4 月 19 日付「非開示決定通知書」(29 生広情第 63 号)

3 前項の処分があったことを知った年月日

2017 年 4 月 20 日

4 審査請求の趣旨

前 2 項記載の処分のうち、5-(1) で特定した部分の処分の取り消すとの決定を求める。

5 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、2017 年 4 月 5 日付けで、処分庁に対し情報公開条例に基づき「2017 年 3 月 24 日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの」の開示を請求した。

(2) 処分庁は、2017 年 4 月 19 日付で、「2017 年 3 月 24 日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの」を不存在とする決定を行った。

(3) 本審査請求で争う処分（以下、本件処分）の理由として、以下の記載があった。

「録音したものを作成及び取得していないため、存在しない」

(4) これは、以下のことから本件処分は妥当ではない。

情報公開・個人情報保護審議会の議事録は、逐語に近いものがこれまで作成されており、録音せずにこのような議事録を作成することは不可能である。したがって、録音はされているが、①録音物を個人メモとして公文書外のものとしている、②議事録の作成を外注しており外部事業者が録音物を保有している、のいずれかにより、本件不存在決定を行っているとは推定される。

①の場合、議事録の作成は職務上の行為でありその遂行のために作成された録音物は、職員個人が作成取得し、個人で管理しているとしても、職務上必要なものとして組織として取得しているものにほかならず、公文書に該当する。そのため、不存在処分は違法である。

②の場合、外注先に録音物があったとしても、外注先は業務遂行を実施機関に変わって実施しているのであって、実施機関はその録音物に対する管理監督権限を有し、外注先はその発注内容は指示に従って成果物を作成することになる。また、審議会の内容について実施機関の職員が確認をしたい場合、その録音物の提供を求めることは可能であり、事実上の支配が及んでいる状態である。したがって、公文書に該当するものであり、不存在処分は違法である。

(5) 以上のとおり、本件処分は情報公開条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

6 処分庁の教示

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

以上